

横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱

制 定 平成 18 年 3 月 2 日 福子放第 10191 号（市長決裁）

全部改正 令和 4 年 2 月 25 日 こ放 第 2212 号（局長決裁）

横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱を次のとおり定める。

横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱

横浜市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 2 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱（平成 22 年 3 月 8 日こ放第 891 号。以下「実施要綱」という。）に定める放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の運営主体に対して、年度ごとに横浜市の予算の範囲内で交付する放課後児童クラブ事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号。以下「条例」という。）、補助金規則、横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成 27 年 2 月 26 日こ放第 930 号。以下「届出要綱」という。）、横浜市放課後児童クラブ決定要綱（令和 4 年 2 月 25 日こ放第 2124 号。以下「決定要綱」という。）及び実施要綱の例による。

（補助事業者の要件）

第 3 条 この要綱における補助事業者は、決定要綱第 9 条第 1 項に規定する決定を受けたクラブの運営主体とする。

2 補助金の交付を受けるには、当該年度の 4 月 1 日において、クラブの対象児童数が 10 人以上となっていないなければならない。

3 補助事業者は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 12 か月間、かつ 200 日以上クラブを開所しなければならない。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

（補助金の区分、補助対象経費及び補助金額の算定）

第 4 条 この要綱における補助金の区分は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本事業費

(2) 特別加算

2 前項に掲げる補助対象経費、補助金額等は、別表 1 から別表 8 に定めるものとする。なお、特別加算のうち、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助については本要綱に定めるほか、「放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助実施細目」（平成 29 年 10 月 31 日こ放第 680 号。以下「キャリアアップ実施細目」という。）に必要な事項を定める。

- 3 前項に基づき積算する補助金は、補助金の総額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 第2項に規定する補助対象経費には、本補助金とは別に国や地方公共団体等から助成等を受けた額は含まないものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、クラブが所在する区の区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める場合は、こども青少年局長と協議の上、別表1から別表9に定める補助金を変更することができる。

（事業実施月数が12か月に満たない場合の補助金額の算定）

第5条 第3条第3項ただし書に該当する事業者は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に規定する月数に応じて、別表9に定めるとおり補助金額を算定する。

- (1) 当該年度の中途において開所又は休止後の再開（以下「開所等」という。）をした場合
開所等の日（以下「事業開始日」という。）から当該年度の3月31日まで
- (2) 当該年度の中途において廃止又は休止（以下「廃止等」という。）をした場合
当該年度の4月1日から廃止等の日（以下「事業廃止日」という。）まで
- (3) 当該年度の中途において開所等をし、当該年度の中途において廃止等をした場合
事業開始日から事業廃止日まで
- (4) 前3号の当該年度における放課後児童クラブ事業を実施する月数（以下「事業実施月数」という。）は、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、区長が定める期日までに横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 運営概要書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) 資金計画表（第4号様式）
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 別表6に定める賃金改善加算補助の交付を受けようとする補助事業者は、前項各号に規定する書類に加え、次の各号に掲げる書類を区長が定める期日までに横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付申請書（第1号様式）に添付し、区長に提出しなければならない。
- (1) 賃金改善加算補助実施計画書（第5号様式）
 - (2) 賃金改善加算補助賃金改善見込額等内訳書（第6号様式）
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付申請書（第1号様式）への添付を省略させることができる書類は、補助事業者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（交付の決定）

第7条 区長は、前条第1項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付決定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する交付決定通知書により通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助金の交付及び交付の時期)

第8条 補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項に定める補助金の交付は、補助事業者からの請求に基づいて交付するものとする。
- 3 補助金の交付の時期及び各期の交付額は、前条第1項に規定する交付決定通知書又は第9条第5項に規定する変更交付決定通知書において示すところによる。

(執行状況報告及び交付額の変更)

第9条 補助事業者は、当該年度の7月、1月及びその他区長が必要と認める月において、補助金の執行状況を区長が定める期日までに、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金執行状況報告書(第8号様式)により報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の書類と合わせて別表10に定める書類を区長に提出しなければならない。ただし、届出要綱や実施要綱等に基づき、区長が補助事業者から既に報告を受けている書類について、区長はその書類の提出を省略させることができる。
- 3 前項に定めるほか、区長は必要に応じて補助金の執行状況に関する書類の提出を補助事業者に求めることができる。
- 4 第1項に規定する執行状況報告又はその他の事情により、交付額の変更申請を行うときは、区長が定める期日までに横浜市放課後児童クラブ事業費補助金変更交付申請書(第19号様式)に資金計画表(第4号様式)を添付し、区長に提出するものとする。
- 5 区長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額の変更を決定し、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金変更交付決定通知書(第20号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。
- 6 区長は、前項に規定する変更交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により定める申請の取下げの期間は、補助事業者が第7条第1項に規定する交付決定通知書又は前条第5項に規定する変更交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は事業終了後、区長が定める期日までに横浜市放課後児童クラブ事業費補助金実績報告書(第21号様式)に基本事業費補助額算定書(第22号様式)及び区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。また、第8条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

- 2 障害児受入推進加算補助及び障害児受入強化推進加算補助の交付を受けた補助事業者は、前項に規定する実績報告時に、障害児受入に係る補助対象経費等報告書（第 23 号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 3 育成支援体制強化加算補助の交付を受けた補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告時に、育成支援体制強化加算補助対象経費等報告書（第 24 号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 4 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助の交付を受けた補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告時に、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助対象経費積算書（第 25 号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 5 賃金改善加算補助の交付を受けた補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告時に、賃金改善加算補助実施報告書（第 15 号様式）、賃金改善加算補助賃金改善額内訳書（第 16 号様式）及びその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 6 新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助の交付を受けた補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告時に、新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助対象経費等報告書（第 26 号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 12 条 補助事業者に対する補助金規則第 15 条の規定による補助金額の確定の通知は、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付額確定通知書（第 27 号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 補助金の交付請求は、請求書（第 28 号様式）により行わなければならない。

（決定の取消）

第 14 条 区長は、次のいずれかの事情が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金交付要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 第 10 条に規定する補助金申請の取下届が提出されたとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (4) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
 - (5) 決定要綱、実施要綱及び本要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 第 7 条第 1 項又は第 9 条第 5 条に基づき交付決定した内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (7) その他区長が不相当と認める事情が生じたとき。
- 2 区長は、第 1 項の規定による補助金の交付決定を取り消した場合は、当該補助事業者に対し、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付決定取消通知書（第 29 号様式）により、速やかに、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 30 号様式）に必要な書類を添付し、区長へ報告しなければならない。

2 前項に定める報告について、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する区長への報告を行った後、当該仕入控除税額分の補助金を市に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助金規則第 25 条ただし書の規定により財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 27 年内閣府告示第 424 号）に定めるとおりとする。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助については、「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。

(暴力団排除に関する取扱い)

第 18 条 次の各号に該当する者は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号の暴力団
- (2) 同条例同条第 4 号の暴力団員等
- (3) 同条例同条第 5 号の暴力団経営支配法人等
- (4) 同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

2 区長は、必要に応じ申請者又は第 7 条の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

3 区長は、交付の決定を受けたものが、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第 19 条 補助事業者は、放課後児童クラブ事業の適正な管理を図るため、児童の利用状況、職員等の出勤状況及び放課後児童クラブ事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿等を備え保管するとともに、これらについての証拠書類を整理し、各年度の事業終了後 5 年間保存しなければならない。

(調査又は報告)

第 20 条 区長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(補則)

第 21 条 補助事業者が第 14 条第 1 項の規定に該当し、かつ、著しい不正があったと区長が認める場合、翌年度以降、本補助金の対象としないことができる。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、別にこども青少年局長が定める。

附則（令和4年2月25日こ放第2212号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年2月25日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

（横浜市放課後児童クラブ事業補助金施設賃借料加算要綱の廃止）

2 横浜市放課後児童クラブ事業補助金施設賃借料加算要綱（令和2年1月30日こ放第960号）は、この要綱の施行をもって廃止する。なお、令和3年度までの予算に係る施設賃借料加算については、従前の例による。

（補助事業者の要件の特例）

3 第3条第2項の規定にかかわらず、当面の間、当該年度の4月1日時点のクラブの対象児童数が10人未満となった場合であっても、前年度の4月から12月の各月1日時点の対象児童数の平均が10人以上であったクラブは、補助金の交付を受けることができるものとする。

（賃金改善加算補助の補助対象期間）

4 別表6に規定する賃金改善加算補助の令和4年度の補助対象期間については、令和3年度の横浜市放課後児童クラブ事業費補助金の交付を受けたクラブの補助事業者に限り、補助対象期間を令和4年2月1日に遡及して適用する。

（移転支援加算の取扱い）

5 横浜市放課後児童クラブ移転事業実施要綱（平成31年4月1日こ放第1211号）により移転支援加算の交付を受けた補助事業者（当該補助事業者が決定要綱第4条第2項及び第3項に該当したことにより新たに決定要綱第9条第1項に規定する決定を受けた補助事業者を含む）は、第4条第2項の規定にかかわらず、当該移転支援加算の加算額に相当する額を5で除して得た額を別表2に規定する基本補助から調整し、移転を実施した日が属する年度の翌年度の4月1日から60か月間（補助金が交付されていない期間を除く）適用する。

なお、当該移転支援加算の加算額に相当する額の基本補助からの調整を適用する補助事業者、適用期間及びその他適用に係る事項については、別にこども青少年局長が定める。

（利用者負担緩和補助の取扱い）

6 横浜市放課後児童クラブ利用者負担緩和補助実施要綱（令和元年6月10日こ放第146号）により利用者負担緩和補助の交付を受けた補助事業者について、当該利用者負担緩和補助は、当該要綱第6条第2項にて認定した補助基準額、補助対象児童及び補助対象期間を基に算定する。

別表1 (第4条第2項)
【放課後児童クラブ事業費補助金算定基準】

項目		金額	基準年月	算定基準・説明等	補助対象経費	
基本事業費	基本補助 基礎部分 (支援の単位あたり)	別表2のとおり				人件費・管理運営費・児童処遇費・施設利用料等
	基本補助 規模調整部分 (1クラブあたり)					
	開所日数加算補助 (支援の単位あたり)	19,000円/日	当該年度の4月から3月までの実績	年間250日を超えて開所している日数		
	長時間開所加算補助 【平日分】 (1クラブあたり)	30分あたり 203,000円/年	当該年度の4月から3月までの実績	平日に6時間を超えて開所し、かつ、午後7時以降も開所している年間平均時間数 ※年間平均時間数は、30分単位で算定するものとする。(30分未満の端数は切り捨て)		
	長時間開所加算補助 【学校休業日等分】 (1クラブあたり)	30分あたり 91,500円/年	当該年度の4月から3月までの実績	土曜日及び学校休業日に、実施要綱第6条第2項に定める開所時間を満たした上で、10時間を超えて開所している年間平均時間数 ※年間平均時間数は、30分単位で算定するものとする。(30分未満の端数は切り捨て)		
小規模激変緩和加算補助 (1クラブあたり)	200～249日	185,000円/年	当該年度の4月から3月までの実績	前年度の4月から6月のクラブ全体の対象児童数の平均が20人以上であったが、当該年度の4月から3月のクラブ全体の対象児童数の平均が19人以下となったクラブ(年度途中で分割を行ったクラブは除く。) ※当該年度の4月から3月までの年間開所日数に応じて、それぞれ左記の補助額とする。		
	250日以上	961,000円/年				
特別加算	障害児受入推進加算補助 (支援の単位あたり)	別表3のとおり				
	障害児受入強化推進加算補助 (支援の単位あたり)	別表4のとおり				
	育成支援体制強化加算補助 (1クラブあたり)	別表5のとおり				
	放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 (支援の単位あたり)	上限	919,000円/年	当該年度の4月から3月までの実績 ※2、3月は1月の実績を適用するものとする	放課後児童支援員等の賃金改善に要した費用	賃金改善に要する経費
	賃金改善加算補助 (常勤換算1.0人あたり)	別表6のとおり				
	保護者負担減額相当補助 (1人あたり)	2,500円/月	当該年度の4月から3月までの実績 ※1～3月は12月の実績を適用するものとする	横浜市の就学援助を受けている世帯、生活保護受給世帯及び市民税所得割非課税世帯の児童(以下「減免対象児童」という。)の人数 ※月の途中で新たに減免対象児童に該当した場合、当該月は補助対象とする。	減免対象児童の保護者負担金の減免に要する経費	
	常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助 (1人あたり)	638,400円/年 ※多胎妊娠の場合 1,003,200円/年	出産予定日から起算して産前6週(多胎妊娠の場合は14週)及び産後8週	産前・産後休暇を取得する常勤職員数 ※産前・産後休暇が次年度に渡る場合は、日割りで補助額を算定する。 ※運営主体が常勤職員の産前・産後休暇期間の給与を支給しない場合は、補助対象外とする。	常勤職員が産前・産後休暇を取得する14週間分(多胎妊娠の場合は22週間分)の代替職員の配置にかかる人件費	
	新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助 (支援の単位あたり)	別表7のとおり				
	施設賃借料加算Ⅱ (1クラブあたり)	別表8のとおり				

- ※1 基準年月については、別に規定している場合を除き、各月の実績は1日時点の実績を採用する。
- ※2 補助対象経費には、当該クラブの放課後児童クラブ事業の実施に関与しない経費は含まない。
- ※3 複数の補助項目で、同一の経費を重複して計上することはできない。
- ※4 当該年度の4月から3月までの年間開所日数が200日に満たない支援の単位については、基本補助のうちの基礎部分、障害児受入推進加算補助、障害児受入強化推進加算補助、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助及び新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助の補助対象とはならない。なお、第3条第3項ただし書に該当するクラブについては、「当該年度の4月から3月までの年間開所日数が200日に満たない」とあるのは、「当該年度の事業実施月の開所日数の月平均が17日に満たない」と読み替えるものとする。
- ※5 当該クラブが運営する全ての支援の単位について、当該年度の4月から3月までの年間開所日数が200日に満たない場合は、別表1に規定する全ての基本事業費及び特別加算の交付を受けることができない。なお、第3条第3項ただし書に該当するクラブについては、「当該年度の4月から3月までの年間開所日数が200日に満たない」とあるのは、「当該年度の事業実施月の開所日数の月平均が17日に満たない」と読み替えるものとする。

別表2（第4条第2項）

項目	基本補助																										
補助上限額	<p>基本補助は、「基礎部分」と「規模調整部分」の合計額とし、「基礎部分」と「規模調整部分」はそれぞれ下記のとおり算定する。</p> <p>(1) 基礎部分（支援の単位あたり） 当該年度の4月から3月の支援の単位ごとの対象児童数の平均及び当該年度の4月から3月までの支援の単位ごとの年間開所日数に応じて、次のとおり支援の単位ごとに補助上限額を決定する。</p> <p style="text-align: center;">【基礎部分の補助上限額（年額）】</p> <table border="1" data-bbox="395 367 919 528"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象児童数</th> <th colspan="2">年間開所日数</th> </tr> <tr> <th>200～249日</th> <th>250日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td> <td>2,334,000円</td> <td>3,527,000円</td> </tr> <tr> <td>20～40人</td> <td>3,069,000円</td> <td>5,038,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 規模調整部分（1クラブあたり） 当該年度の4月から3月までにクラブが運営している最大の支援の単位数及び当該年度の4月から3月までの対象児童数の平均に応じて、次のとおり補助上限額を決定する。</p> <p style="text-align: center;">【規模調整部分の補助上限額（年額）】</p> <table border="1" data-bbox="395 698 1003 911"> <thead> <tr> <th>支援の単位数</th> <th>対象児童数</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1単位</td> <td>10～19人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>1単位</td> <td>20～40人</td> <td>2,250,000円</td> </tr> <tr> <td>2単位</td> <td>—</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3単位以上</td> <td>—</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童数	年間開所日数		200～249日	250日以上	10～19人	2,334,000円	3,527,000円	20～40人	3,069,000円	5,038,000円	支援の単位数	対象児童数	補助上限額	1単位	10～19人	2,800,000円	1単位	20～40人	2,250,000円	2単位	—	1,200,000円	3単位以上	—	150,000円
対象児童数	年間開所日数																										
	200～249日	250日以上																									
10～19人	2,334,000円	3,527,000円																									
20～40人	3,069,000円	5,038,000円																									
支援の単位数	対象児童数	補助上限額																									
1単位	10～19人	2,800,000円																									
1単位	20～40人	2,250,000円																									
2単位	—	1,200,000円																									
3単位以上	—	150,000円																									
補助額の減算	<p>次の(1)から(3)により算定した額を、「基礎部分」と「規模調整部分」の合計額から減算する。</p> <p>(1) 施設賃借料に伴う減算 クラブの運営主体が、施設賃借料（施設管理に伴う負担金含む）として貸主に支払っている土地・建物の年額賃料が2,400,000円に満たない場合は、差額の2分の1の額を減算する。 ※1 「施設管理に伴う負担金」とは、自治会館等を賃貸借契約によらず借用する場合の負担金とし、金額の正当性が確認できる書類を添付する。 ※2 「土地・建物の年額賃料」には、共益費、光熱水費、駐車場・倉庫の借上料は含まないものとする。 ※3 施設賃借料加算Ⅱの適用を受けているクラブについては、分室先の家賃、間代及び地代は「土地・建物の年額賃料」に含まないものとする。</p> <p>(2) 次年度繰越金の上限額超過に伴う減算 次年度繰越金が決算年度の運営経費（積立金を除く）の1割を超えた場合は、1割を超えた金額分を減算する。</p> <p>(3) 対象児童数が10人未満となったことに伴う減算 下記の①又は②に該当するクラブは、基礎部分及び規模調整部分は対象児童数が「10～19人」の欄の金額を適用するものとするが、基礎部分と規模調整部分の合計額より290,000円を減算する。 ①当該年度の4月1日時点でクラブ全体の対象児童数が10人以上であったが、4月から3月までのクラブ全体の対象児童数の平均が10人未満となったクラブ ②附則（令和4年2月25日こ放第2212号）第3条の適用を受けており、当該年度の4月から3月までのクラブ全体の対象児童数の平均も10人未満となったクラブ</p>																										
補助対象経費	人件費・管理運営費・児童処遇費・施設利用料等																										
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 実施要綱第6条第2項に定める開所時間を通して、条例第10条第2項に定める職員の最低配置基準を満たしていない日については、基礎部分の開所日数の算定に含めることができない。ただし、複数の支援の単位で運営しているクラブにおいて、条例第18条第1項第1号又は第2号に定める時間を通して、条例第10条第2項に定める職員の最低配置基準を満たしている場合は、1つの支援の単位を除き、当該支援の単位について、基礎部分の開所日数の算定に含めることができる。 当該年度の4月1日時点の対象児童数が40人以下であったが、4月から3月までの対象児童数の平均が41人以上45人以下となった支援の単位については、基礎部分は対象児童数が「20～40人」の欄の金額を適用するものとする。また、当該年度を通して1支援単位で運営しているクラブで、当該年度の4月1日時点の対象児童数が40人以下であったが、4月から3月までの対象児童数の平均が41人以上45人以下となった場合、規模調整部分は支援の単位数が「1単位」かつ対象児童数が「20～40人」の欄の金額を適用する。 運営主体は、令和3年度の常勤職員の処遇を維持しなければならない。また、非常勤職員については、神奈川県最低賃金を下回ってはならない。なお、運営主体は、職員の処遇の向上に努めなければならない。 																										

別表3（第4条第2項）

項目	障害児受入推進加算補助															
補助対象児童	<p>次のいずれかの条件を満たす児童</p> <p>(1) 特別支援学校又は個別支援学級に在籍している児童</p> <p>(2) 一般学級に在籍している児童のうち、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」または「精神障害者保健福祉手帳」の写しが提出されている児童</p> <p>(3) 就学している小学校等から児童の状況についての副申が記載された「支援や配慮を要する児童の申立書」（第12号様式）及び「児童状況書」（第12の2号様式）が提出されている児童</p>															
補助上限額の算定期間	<p>支援の単位ごとに、補助対象児童の利用見込みがある月 ※1～3月は12月の実績を適用するものとする。</p> <p>【利用見込みがあるとする条件と補助対象期間】</p> <p>次のいずれかの条件に該当する場合、利用見込みがあるものとする。</p> <p>条 件①：補助対象児童の利用登録があった場合 補助対象期間：補助対象児童の利用登録があった月から3月まで</p> <p>条 件②：補助対象児童の利用登録はないが、前年度に補助対象児童の利用登録があった場合 補助対象期間：当該年度の4月から3月まで</p>															
補助上限額	<p>実施要綱第6条第1項に定める開所日のうち、条例第10条第2項に定める職員の最低配置基準に加えて、障害児受入対応のために1人以上職員を追加配置した日数に応じて、次のとおり支援の単位ごとに各月の補助上限額を決定する。1月から3月については12月の実績を適用する。なお、支援の単位ごとの年間の補助上限額は1,956,000円とする。</p> <table border="1" data-bbox="395 770 1005 1052"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 770 746 835">職員を追加配置した日数 (1か月あたり)</th> <th data-bbox="746 770 1005 835">補助上限額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 835 746 869">21日以上</td> <td data-bbox="746 835 1005 869">163,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 869 746 902">16日以上20日以下</td> <td data-bbox="746 869 1005 902">147,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 902 746 936">12日以上15日以下</td> <td data-bbox="746 902 1005 936">114,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 936 746 969">7日以上11日以下</td> <td data-bbox="746 936 1005 969">82,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 969 746 1003">3日以上6日以下</td> <td data-bbox="746 969 1005 1003">49,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1003 746 1052">2日以下</td> <td data-bbox="746 1003 1005 1052">0円</td> </tr> </tbody> </table>		職員を追加配置した日数 (1か月あたり)	補助上限額 (月額)	21日以上	163,000円	16日以上20日以下	147,000円	12日以上15日以下	114,000円	7日以上11日以下	82,000円	3日以上6日以下	49,000円	2日以下	0円
職員を追加配置した日数 (1か月あたり)	補助上限額 (月額)															
21日以上	163,000円															
16日以上20日以下	147,000円															
12日以上15日以下	114,000円															
7日以上11日以下	82,000円															
3日以上6日以下	49,000円															
2日以下	0円															
補助対象経費	<p>年間を通じて障害児を受け入れるために配置した職員（以下「障害児受入職員」という。）に要した人件費（ただし、異なる支援の単位で同一の職員を補助対象とすることはできない。） ※年間の補助上限額と補助対象経費を比較して、低い金額で決定</p>															
研修の受講	<p>障害児受入推進加算補助の交付を受けるクラブは、交付を受ける年度において、児童の育成支援にあたる職員全員に横浜市が指定する研修を受講させなければならない。</p>															

別表4（第4条第2項）

項目	障害児受入強化推進加算補助			
補助対象児童	<p>次のいずれかの条件を満たす児童</p> <p>(1) 特別支援学校又は個別支援学級に在籍している児童</p> <p>(2) 一般学級に在籍している児童のうち、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」または「精神障害者保健福祉手帳」の写しが提出されている児童</p> <p>(3) 就学している小学校等から児童の状況についての副申が記載された「支援や配慮を要する児童の申立書」（第12号様式）及び「児童状況書」（第12の2号様式）が提出されている児童</p>			
区分	<p>支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数に応じて、交付を受けることができる区分を支援の単位ごとに決定する。</p>			
	区分	区分の説明	交付を受けるための要件	交付を受けることができる区分
	強化①	障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が3人以上	強化①
	強化②	強化①による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が6人以上	強化①+強化②
	強化③	強化②による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が9人以上	強化①+強化②+強化③
補助上限額の算定期間	<p>支援の単位ごとに、それぞれ下記の期間とする。なお、1～3月は12月の実績を適用するものとする。</p>			
	区分	算定期間		
	強化①	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が3人以上である月数		
	強化②	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が6人以上である月数		
	強化③	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が9人以上である月数		
補助上限額	<p>実施要綱第6条第1項に定める開所日のうち、障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に職員を追加配置した日数に応じて、強化①、強化②、強化③でそれぞれ、次のとおり支援の単位ごとに各月の補助上限額を決定する。1月から3月については12月の実績を適用する。なお、支援の単位ごとの年間の補助上限額は強化①、強化②、強化③それぞれ1,956,000円とする。</p>			
	職員を追加配置した日数 (1か月あたり)	補助上限額 (月額)		
	21日以上	163,000円		
	16日以上20日以下	147,000円		
	12日以上15日以下	114,000円		
	7日以上11日以下	82,000円		
	3日以上6日以下	49,000円		
	2日以下	0円		
補助対象経費	<p>年間を通じて障害児受入職員の配置に要した人件費（ただし、異なる支援の単位で同一の職員を補助対象とすること及び障害児受入推進加算補助の補助対象となった職員を補助対象とすることはできない。） ※年間の補助上限額と補助対象経費を比較して、低い金額で決定</p>			

別表5（第4条第2項）

項目	育成支援体制強化加算補助
補助上限額 (年額)	1クラブあたり 1,443,000円
補助対象経費	育成支援の周辺業務を行う職員（以下「運営事務等を行う職員」という。）の配置等に要する経費 なお、運営事務等を行う職員は次の業務を行うこととする。 (1) 業務の実施状況に関する日誌（児童の出欠席、職員の服務に関する状況等）の作成 (2) おやつ発注、購入等 (3) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理（清掃や消毒等）、整理整頓 (4) 会計事務等 (5) 児童の宿題等の学習活動が自主的に行える環境整備の補助 (6) その他、クラブの運営に関わる業務や育成支援の周辺業務
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 上記(1)～(6)に記載している運営事務等を行う職員の業務を外部委託等により実施し、クラブの運営主体が委託費等として支出する場合も、当該加算補助の対象とする。 放課後児童支援員等、児童の育成支援にあたる職員の人件費は、当該加算補助の対象とならない。 当該加算補助の補助対象となった運営事務等を行う職員は、条例第10条第2項に定める職員の最低配置基準に含めることはできない。

別表6（第4条第2項）

項目	賃金改善加算補助
補助対象者	放課後児童支援員、補助員、事務職員等のクラブに勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる運営主体の役員である職員を除く）
補助対象経費	(1) 職員の賃金改善に要する経費 (2) 当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分
補助額	補助額は、次の計算式により算出された金額とする。 $11,000円 \times 賃金改善対象者数 \times 事業実施月数$ ※賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月あたりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤職員の1か月あたりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。 賃金改善加算補助実施計画書（第5号様式）を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。 賃金改善加算補助の補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。 賃金改善加算補助の実施に伴う賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規定の改定に時間を要する場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。 賃金改善加算補助の実施により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。 賃金改善加算補助の実施により講じた賃金改善の水準を維持すること。

別表7（第4条第2項）

項目	新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助						
補助上限額	当該年度の4月から3月までの支援の単位ごとの対象児童数の平均に応じて、次のとおり支援の単位ごとに補助上限額を決定する。 ※1～3月は12月の実績を適用するものとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象児童数</th> <th>補助上限額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19人</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>20～40人</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童数	補助上限額（年額）	1～19人	300,000円	20～40人	400,000円
対象児童数	補助上限額（年額）						
1～19人	300,000円						
20～40人	400,000円						
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 施設・事業所の消毒等の経費 感染症予防の広報・啓発に係る経費 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費 その他感染症拡大防止に係る経費 						

別表 8 (第 4 条第 2 項)

項目	施設賃借料加算 II
補助対象事業者	<p>条例附則第 2 条に規定する経過措置が適用され、かつ、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に分室を確保したことにより、実施要綱第 7 条に規定する基準を満たしているクラブの運営主体。なお、横浜市放課後児童クラブ事業補助金 施設賃借料加算要綱（令和 2 年 1 月 30 日こ放第 960 号制定、令和 4 年 2 月 25 日廃止）第 5 条第 1 項に基づき、区長が加算決定を行ったクラブの運営主体のみを対象とする。</p> <p>※分室とは、面積基準を満たし、かつ、従前の実施場所と同じ集合住宅内等で一体的に運営する目的で新たに確保した実施場所をいう。</p>
補助上限額	<p>月額 150,000 円を上限に、横浜市放課後児童クラブ事業補助金 施設賃借料加算要綱（令和 2 年 1 月 30 日こ放第 960 号制定、令和 4 年 2 月 25 日廃止）第 5 条第 1 項に基づき、区長が決定した加算額に当該年度の月数を乗じて算定する。</p>
補助対象経費	<p>当該分室先における実施場所を確保するための家賃、間代及び地代 ただし、共益費、光熱水費及び駐車場並びに倉庫等に要する費用は除く。</p>
基準日	<p>当該年度の 4 月 1 日 ※年度途中に変更が生じた場合は各月 1 日時点</p>
留意事項	<p>横浜市放課後児童クラブ事業補助金 施設賃借料加算要綱（令和 2 年 1 月 30 日こ放第 960 号制定、令和 4 年 2 月 25 日廃止）第 5 条第 1 項に基づき、区長が決定した加算の対象となる実施場所に変更が生じた場合は、変更が生じた月の翌月（ただし、変更が生じた日が 1 日の場合は当月）から当該加算の対象にならない。</p>

別表9（第5条）

項目		事業実施月数が12か月に満たない場合の補助上限額の算定																	
基本 補助	基礎部分 (支援の単位あたり)	当該年度の事業実施月の支援の単位ごとの対象児童数の平均及び当該年度の事業実施月の支援の単位ごとの開所日数の月平均に応じて、下表の金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て）を補助上限額とする。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象児童数</th> <th colspan="2">開所日数（月平均）</th> </tr> <tr> <th>17日以上21日未満</th> <th>21日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td> <td>2,334,000円</td> <td>3,527,000円</td> </tr> <tr> <td>20～40人</td> <td>3,069,000円</td> <td>5,038,000円</td> </tr> </tbody> </table>			対象児童数	開所日数（月平均）		17日以上21日未満	21日以上	10～19人	2,334,000円	3,527,000円	20～40人	3,069,000円	5,038,000円				
	対象児童数	開所日数（月平均）																	
		17日以上21日未満	21日以上																
10～19人	2,334,000円	3,527,000円																	
20～40人	3,069,000円	5,038,000円																	
	当該年度に事業実施月にクラブが運営している最大の支援の単位数及び当該年度の事業実施月の対象児童数の平均に応じて、下表の金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て）を補助上限額とする。																		
	規模調整部分 (1クラブあたり)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の単位数</th> <th>対象児童数</th> <th>補助上限額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1単位</td> <td>10～19人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>1単位</td> <td>20～40人</td> <td>2,250,000円</td> </tr> <tr> <td>2単位</td> <td>—</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3単位以上</td> <td>—</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>			支援の単位数	対象児童数	補助上限額（年額）	1単位	10～19人	2,800,000円	1単位	20～40人	2,250,000円	2単位	—	1,200,000円	3単位以上	—	150,000円
支援の単位数	対象児童数	補助上限額（年額）																	
1単位	10～19人	2,800,000円																	
1単位	20～40人	2,250,000円																	
2単位	—	1,200,000円																	
3単位以上	—	150,000円																	
基本 事業費	基本補助の減算 (1クラブあたり)	<p>(1) 施設賃借料に伴う減算 クラブの運営主体が、施設賃借料（施設管理に伴う負担金含む）として貸主に支払っている土地・建物の月額賃料が200,000円に満たない場合は、差額の2分の1の額を事業実施月数分、減算する。</p> <p>(2) 対象児童数が10人未満となったことに伴う減算 下記の①又は②に該当するクラブは、基礎部分及び規模調整部分はそれぞれ対象児童数が「10～19人」の欄の金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て）とするが、基礎部分と規模調整部分の合計額より290,000円に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て）を減算する。</p> <p>①当該年度の4月1日時点でクラブ全体の対象児童数が10人以上であったが、当該年度の事業実施月のクラブ全体の対象児童数の平均が10人未満となったクラブ</p> <p>②附則（令和4年2月25日こ放第2212号）第3条の適用を受けており、当該年度の事業実施月のクラブ全体の対象児童数の平均も10人未満となったクラブ</p>																	
	開所日数加算補助 (支援の単位あたり)	別表1に基づき算定した補助額																	
	長時間開所加算補助【平日分】 (1クラブあたり)	別表1に基づき算定した補助額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て） ※別表1で「年間平均時間数」とあるのは、「事業実施月における平均時間数」と読み替える。																	
	長時間開所加算補助【学校休業日等分】 (1クラブあたり)	別表1に基づき算定した補助額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て） ※別表1で「年間平均時間数」とあるのは、「事業実施月における平均時間数」と読み替える。																	
特別 加算	小規模激変緩和加算補助 (1クラブあたり)	<p>前年度の4月から6月のクラブ全体の対象児童数の平均が20人以上であったが、当該年度の事業実施月のクラブ全体の対象児童数の平均が19人以下となったクラブ（年度途中で分割を行ったクラブは除く。）について、当該年度の事業実施月の開所日数の月平均に応じて、それぞれ下表の金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て）を補助上限額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開所日数（月平均）</th> <th>補助上限額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17日以上21日未満</td> <td>185,000円</td> </tr> <tr> <td>21日以上</td> <td>961,000円</td> </tr> </tbody> </table>			開所日数（月平均）	補助上限額（年額）	17日以上21日未満	185,000円	21日以上	961,000円									
	開所日数（月平均）	補助上限額（年額）																	
17日以上21日未満	185,000円																		
21日以上	961,000円																		
障害児受入推進加算補助 (支援の単位あたり)	別表3に基づき、事業実施月における各月の補助上限額を算定し、その合計額 ※1月から3月について、事業実施月に含まれる場合は、12月実績を適用する。																		
障害児受入強化推進加算補助 (支援の単位あたり)	別表4に基づき、事業実施月における各月の補助上限額を算定し、その合計額 ※1月から3月について、事業実施月に含まれる場合は、12月実績を適用する。																		
育成支援体制強化加算補助 (1クラブあたり)	別表5に規定している補助上限額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て）																		
放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 (支援の単位あたり)	キャリアアップ実施細目別表1に基づき算定した加算基準額とキャリアアップ実施細目別表2に基づき算定した補助対象経費を比較して低い額 ※2月から3月について、事業実施月に含まれる場合は、1月実績を適用する。																		
賃金改善加算補助 (常勤換算1.0人あたり)	別表6に基づき算定した補助額																		
保護者負担減額相当補助 (1人あたり)	別表1に基づき算定した補助額 ※1月から3月について、事業実施月に含まれる場合は、12月実績を適用する。																		
常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助 (1人あたり)	別表1に基づき算定した補助額 ※産前・産後休暇が事業実施月数の期間外に渡る場合は、日割りで補助額を算定する。																		
新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助 (支援の単位あたり)	別表7に基づき算定した補助額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（百円未満切捨て） ※「当該年度の4月から3月までの支援の単位ごとの対象児童数の平均」とあるのは、「当該年度の事業実施月の支援の単位ごとの対象児童数の平均」と読み替える。																		
施設賃借料加算Ⅱ (1クラブあたり)	別表8に基づき算定した補助額																		

※補助対象経費等は、別表1から別表8に定めるとおりとする。

別表10（第9条第2項）

項目	提出書類
基本補助	
開所日数加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児童名簿（第9号様式）
長時間開所加算補助【平日分】	<ul style="list-style-type: none"> ・入会申込書及び継続利用申込書の写し ・退会申出書及び休会申出書の写し
長時間開所加算補助【学校休業日等分】	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書等の写し ・放課後児童クラブ月別状況報告書（第10号様式）
障害児受入推進加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児受入に係る加算補助対象児童名簿（第11号様式） ・補助対象児童であることが分かる書類（支援や配慮を要する児童の申立書（第12号様式）及び児童状況書（第12の2号様式）の写し、身体障害者手帳の写し 等）
障害児受入強化推進加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・月別開所状況及び職員配置状況を証する書類 ・障害児の受入に係る研修の受講状況を証する書類
放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 対象者一覧（第13号様式） ・放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 要件確認表（第14号様式） ・放課後児童支援員であることを証する書類（研修受講修了証等） ※申請初年度のみ ・職歴を証する書類（勤務実績証明書等） ※過年度に同一の内容で提出している場合は省略可 ・本市が指定する研修を受講したことを証する書類 ・キャリアアップ体系を設けていることを証する書類（就業規則等） ・賃金が改善されたことを証する書類（前年度の就業規則等） ※過年度に提出している場合は省略可
賃金改善加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金改善加算補助実施報告書（第15号様式） ・賃金改善加算補助賃金改善額内訳書（第16号様式） ・賃金改善加算補助実施計画書（第5号様式）※修正がない場合は省略可 ・賃金改善加算補助賃金改善見込額等内訳書（第6号様式）※修正がない場合は省略可 ・賃金改善を行っていることを証する書類（改正前及び改正後の給与規定等）
保護者負担減免額相当補助	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担減免額相当補助対象児童名簿（第17号様式） ・保護者負担減免額相当補助の対象世帯であることが分かる書類（就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせの写し、保護証明書の写し、市民税・県民税課税（非課税）証明書の写し 等）
常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助確認書（第18号様式） ・常勤職員の出産予定日が分かる書類（母子健康手帳の写し、診断書の写し 等）
施設賃借料加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書等の写し

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

(申請者)

所在地 :

運営主体名 :

代表者職氏名 :

クラブ名 :

横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付申請書

年度横浜市放課後児童クラブ事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 申請額 円

【回ごとの金額内訳】

第1回 受領予定額	第2回 受領予定額	第3回 受領予定額	第4回 受領予定額
円	円	円	円

3 算定根拠（要綱別表1～8）

(1) 基本補助

① 基礎部分

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5
対象児童数※1	人	人	人	人	人
開所日数※2	日	日	日	日	日
補助額	円	円	円	円	円

※1 前年度の4～12月実績平均等により算出

※2 前年度の4～12月実績と1～3月見込みの合計等により算出

② 規模調整部分

支援の単位数	単位
クラブ全体の 対象児童数	人
補助額	円

③ 施設賃借料に伴う減算

施設賃借料 (年額)	円
減算額	円

基本補助 合計 (①+②-③)	
	円

(2) 開所日数加算補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5
開所日数 (250日超過分)	日	日	日	日	日
補助額	円	円	円	円	円

開所日数加算補助 合計	
	円

(3) 長時間開所加算補助【平日分】、長時間開所加算補助【学校休業日等分】

		平日分		学校休業日等分	
開所時間	開始	時	分	時	分
	終了	時	分	時	分
補助対象時間数	時間		時間		
補助額	円		円		

長時間開所加算補助 合計	
	円

(4) 障害児受入推進加算補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5
該当の有無※					
補助額	円	円	円	円	円

障害児受入推進 加算補助 合計	
	円

※前年度12月の障害児の利用登録実績等により算出

(5) 障害児受入強化推進加算補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5
補助対象 児童数※	人	人	人	人	人
補助額	円	円	円	円	円

障害児受入強化 推進加算補助 合計	
	円

※前年度12月の障害児の利用登録人数等により算出

(6) 育成支援体制強化加算補助（1クラブあたりの上限：1,443,000円）

育成支援体制強化 加算補助	
	円

(7) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5
支援員Ⅰ※	人	人	人	人	人
支援員Ⅱ※	人	人	人	人	人
支援員Ⅲ※	人	人	人	人	人
補助額	円	円	円	円	円

キャリアアップ処遇 改善費補助 合計	
	円

※前年度1月の放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助の対象職員数等により算出

※支援の単位あたりの上限：919,000円

運営概要書

クラブ名：

1 開所時間

	通常の開所時間						希望者がいる場合の延長時間					
	開始			終了			開始			終了		
平日		時			時			時			時	
土曜日		時			時			時			時	
学校休業日		時			時			時			時	

2 年間開所日数（予定）

	単位 1	単位 2	単位 3	単位 4	単位 5
年間開所日数					

3 職員数

	支援員	補助員	その他職員	合計
常勤職員				
非常勤職員				

4 保護者負担金

児童1人あたり（小学1年生が週5日、午後7時まで利用する場合）の月額保護者負担金を記載してください。

保育料	おやつ代	積立金	その他	合計

5 保護者負担金の減免

減免を実施している項目に☑又は■を記入し、減免額を記載してください。

項目	実施の有無	減免額	説明
生活保護受給世帯	<input type="checkbox"/>		
市民税所得割非課税世帯	<input type="checkbox"/>		
就学援助世帯	<input type="checkbox"/>		
ひとり親世帯	<input type="checkbox"/>		
兄弟姉妹利用世帯	<input type="checkbox"/>		
その他	<input type="checkbox"/>		

6 放課後児童健全育成事業に係る届出状況

専用区画面積	上限人数	定員					合計
		単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	
㎡	人	人	人	人	人	人	人

7 年間の活動計画

プログラム・イベント等の活動計画（開催頻度、実施時期や実施内容）を記載してください。

【定期的実施するプログラム】

【季節のイベント、課外活動等】

8 運営者会議・保護者会等の開催予定

	実施回数		開催予定月
運営者会議	年	回	
保護者会等	年	回	

9 添付書類

保護者負担金の金額、開所時間が分かる書類（規定、保護者説明会資料、ちらし等）

収支予算書

クラブ名： _____

【収入】

(単位：円)

項目	金額	説明
1. 横浜市補助金		
2. 保護者負担金		
(1) 入会金		
(2) 保育料		
(3) おやつ代		
(4) 教材費		
(5) 積立金		
(6) その他（冷暖房費等）		
3. その他収入（寄付金等）		
総収入額		

【支出】

（単位：円）

項目	金額	説明
1. 人件費		
(1) 常勤職員給料（基本給・賞与）		
(2) 障害児受入推進加算補助経費		
(3) 障害児受入強化推進加算補助経費		
(4) 育成支援体制強化加算補助経費		
(5) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助経費		
(6) 賃金改善加算補助経費		
(7) 新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助経費		
(8) その他人件費		
2. 管理運営費		
(1) 育成支援体制強化加算補助経費		
(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助経費		
(3) その他管理運営費		
①保険料		
②会議費		
③光熱水費・通信費		
④備品費・消耗品費		
⑤修繕費		
⑥行事費		
⑦研修費・出張旅費		
⑧防災用品費		
⑨外注費		
⑩その他		
3. 児童処遇費		
(1) おやつ代		
(2) 教材費		
(3) その他		
4. 施設利用料		
(1) 施設賃借料・負担金		
(2) 共益費・駐車場代等		
5. 積立金		
総支出額		

資金計画表

クラブ名：

(単位：円)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
支出	人件費													
	管理運営費													
	児童処遇費													
	施設利用料													
	積立金													
支出合計(ア)														
収入	横浜市補助金													
	保護者負担金													
	その他													
収入合計(イ)														
差引残高 (イ-ア+前月残高)														/

賃金改善加算補助 実施計画書

クラブ名：

1. 補助額

① 事業実施期間	令和 4 年 月 ~ 令和 年 月
② 補助基準額（令和4年2～3月）	0 円
③ 補助基準額（令和4年4～9月）	0 円
④ 補助基準額（令和4年10月～令和5年3月）	0 円
⑤ 補助額合計（②+③+④）	0 円

2. 賃金改善見込額

令和4年2～3月	
⑥ 賃金改善見込額	0 円
⑦ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0 円
令和4年4～9月	
⑧ 賃金改善見込額	0 円
⑨ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	0 円
⑩ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0 円
令和4年10月～令和5年3月	
⑪ 賃金改善見込額	0 円
⑫ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	0 円
⑬ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0 円
⑭ 賃金改善等見込額合計（⑥+⑦+⑧+⑩+⑫+⑬）	0 円

3. 要件の確認

※合致しない要件がある場合は、補助対象外です。

賃金改善額の2/3以上が基本給又は決まって毎月支払う手当によって改善されていること（ $(⑧+⑪) \times 2/3 \leq (⑨+⑫)$ ）	
賃金改善等見込額合計（⑭）が補助額（⑤）以上となっていること	
本加算補助による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
本加算補助の実施により講じた賃金改善の水準を維持すること	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

運営主体名：
 代表者職氏名：

第 号
年 月 日

(運営主体名)

(代表者職氏名)

様

横浜市

区長

横浜市放課後児童クラブ事業費補助金 交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった横浜市放課後児童クラブ事業費補助金については、次のとおり交付することを決定したので、通知します。

1 交付金額 _____ 円

【交付時期及び交付額内訳】

	交付時期	交付金額
第1回	月	円
第2回	月	円
第3回	月	円
第4回	月	円

2 交付対象クラブ _____

3 補助対象期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

4 交付条件

- 放課後児童クラブ事業の実施のために使用し、他の用途に流用しないこと。
- 区長が定める期日までに、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金執行状況報告書（第8号様式）を提出すること。
- 事業終了後、区長が定める期日までに、横浜市放課後児童クラブ事業費補助金実績報告書（第21号様式）を提出すること。

5 留意事項

- 交付金額の確定後、交付済額と確定額の差額を精算します。
- 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての帳票類は事業年度終了後5か年保管してください。
- 余剰金が生じたとき及び虚偽又は不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合があります。
- 必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

6 備考

年 月 日

(報告先)
横浜市 区長

(報告者)
所在地：
運営主体名：
代表者職氏名：
クラブ名：

横浜市放課後児童クラブ事業費補助金執行状況報告書（月提出分）

年度放課後児童クラブ事業費補助金について、以下のとおり執行状況を報告します。

1 基本補助

(1) 基礎部分

①対象児童数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
単位1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
単位2	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
単位3	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
単位4	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
単位5	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※1月から3月は12月実績等を適用

②開所日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	補助額
単位1	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	円
単位2	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	円
単位3	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	円
単位4	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	円
単位5	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	円

※1月から3月は、月の全日から実施要綱第6条第1項各号に規定する日を除いた日数等を適用

(2) 規模調整部分

支援の単位数	単位	補助額
クラブ全体の対象児童数	人	円

(3) 基本補助の減算

①施設賃借料に伴う減算

施設賃借料 (年額・予定)	円	減算額
		円

②クラブ全体の対象児童数が10人未満の場合の減算

クラブ全体の 対象児童数(再掲)	人	減算額
		円

補助額 ((1)+(2)-(3))
円

2 開所日数加算補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5
開所日数 (250日超過分)	日	日	日	日	日
補助額	円	円	円	円	円

補助額
円

※「1 基本補助」の「(1) 基礎部分」の「②開所日数」の「合計」欄の日数から250日を差し引いた日数

3 長時間開所加算補助【平日分】

(単位：時間)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
月平均時間数	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

※1月から3月は12月実績等を適用

補助額
円

4 長時間開所加算補助【学校休業日等分】

(単位：時間)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
月平均時間数	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

※1月から3月は12月実績等を適用

補助額
円

5 小規模激変加算補助

前年度のクラブ全体の対象児童数	人
クラブ全体の対象児童数(再掲)	人
クラブの開所日数	日

補助額
円

6 障害児受入推進加算補助

支援の単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	補助額
1	対象月												円
	日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
2	対象月												円
	日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
3	対象月												円
	日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
4	対象月												円
	日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
5	対象月												円
	日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

※日数欄には、条例第10条第2項で定める「職員の最低配置基準」より1名以上職員を加配した日数を記載

※1月から3月は12月実績を適用

補助額
円

7 障害児受入強化推進加算補助

支援の単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	補助額
1	障害児数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	強化①	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化②	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化③	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
2	障害児数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	強化①	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化②	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化③	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
3	障害児数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	強化①	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化②	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化③	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
4	障害児数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	強化①	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化②	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化③	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
5	障害児数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	強化①	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化②	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	強化③	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

※強化①、強化②、強化③の欄には、それぞれの区分ごとに職員を追加配置した日数を記載

※1月から3月は12月実績を適用

補助額
円

8 育成支援体制強化加算補助 (1クラブあたりの上限：1,443,000円)

補助額
円

9 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5
補助額	円	円	円	円	円

補助額
円

10 賃金改善加算補助

	令和4年2月～ 令和4年3月分	令和4年4月～ 令和4年9月分	令和4年10月～ 令和5年3月分
補助額	円	円	円

補助額
円

11 保護者負担減額相当補助

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
減免対象児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

補助額
円

※1月から3月は12月実績を適用

12 常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助

補助額
円

13 新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5
対象児童数(再掲)	人	人	人	人	人
補助額	円	円	円	円	円

補助額
円

14 施設賃借料加算II

加算決定額(月額)	円
-----------	---

補助額
円

15 その他(移転支援加算又は利用者負担緩和補助の適用を受けている場合等)

補助額
円

合計額(A)	円
交付決定済額(B)	円
差額(A-B)	円

16 添付書類 該当する項目に☑又は■を記入してください。

- (1) 利用児童名簿(第9号様式)
- (2) 入会申込書及び継続利用申込書の写し
- (3) 退会申出書及び休会申出書の写し
- (4) 賃貸借契約書等の写し
- (5) 放課後児童クラブ月別状況報告書(第10号様式)
- (6) 障害児受入に係る加算補助対象児童名簿(第11号様式)
- (7) 補助対象児童であることがわかる書類(支援や配慮を要する児童の申立書(第12号様式)及び児童状況書(第12の2号様式)の写し等)
- (8) 月別開所状況及び職員配置状況を証する書類
- (9) 障害児の受入に係る研修の受講状況を証する書類
- (10) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 対象者一覧(第13号様式)
- (11) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 要件確認表(第14号様式)
- (12) 放課後児童支援員であることを証する書類(研修受講修了証等)
- (13) 職歴を証する書類(勤務実績証明書等)
- (14) 本市が指定する研修を受講したことを証する書類
- (15) キャリアアップ体系を設けていることを証する書類(就業規則等)
- (16) 賃金が改善されたことを証する書類(前年度の就業規則等)
- (17) 賃金改善加算補助実施報告書(第15号様式)
- (18) 賃金改善加算補助賃金改善額等内訳書(第16号様式)
- (19) 賃金改善加算補助実施計画書(第5号様式) ※修正がある場合のみ
- (20) 賃金改善加算補助賃金改善見込額等内訳書(第6号様式) ※修正がある場合のみ
- (21) 賃金改善を行っていることを証する書類(改正前及び改正後の給与規定等)
- (22) 保護者負担減額相当補助対象児童名簿(第17号様式)
- (23) 保護者負担減額相当補助の対象世帯であることがわかる書類(保護証明書、市民税・県民税課税(非課税)証明書の写し等)
- (24) 常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助確認書(第18号様式)
- (25) 常勤職員の出産予定日がわかる書類(母子健康手帳の写し、診断書の写し等)
- (26) その他()

利用児童名簿（第 四半期分）

クラブ名：

支援の単位：

No.	小学校名	学年	児童氏名	利用日数	対象児童数		
					月	月	月
1				日/5日	人	人	人
2				日/5日	人	人	人
3				日/5日	人	人	人
4				日/5日	人	人	人
5				日/5日	人	人	人
6				日/5日	人	人	人
7				日/5日	人	人	人
8				日/5日	人	人	人
9				日/5日	人	人	人
10				日/5日	人	人	人
11				日/5日	人	人	人
12				日/5日	人	人	人
13				日/5日	人	人	人
14				日/5日	人	人	人
15				日/5日	人	人	人
16				日/5日	人	人	人
17				日/5日	人	人	人
18				日/5日	人	人	人
19				日/5日	人	人	人
20				日/5日	人	人	人
21				日/5日	人	人	人
22				日/5日	人	人	人
23				日/5日	人	人	人
24				日/5日	人	人	人
25				日/5日	人	人	人
26				日/5日	人	人	人
27				日/5日	人	人	人
28				日/5日	人	人	人
29				日/5日	人	人	人
30				日/5日	人	人	人